

令和8年度 本宮市会計年度任用職員 を募集します

◆ 募集について

【募集内容】 別紙「会計年度任用職員募集内容」のとおりです。

※受付時間は、8時30分～17時15分まで（土、日、祝日を除く）です。

【応募方法】 必要書類を下記提出先まで**9月4日(金)までに**提出してください。【郵送の場合も、**9月4日(金)必着**】

※申込書に記載した内容に不正があれば、任用される資格を失います。

※以下に該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 本宮市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【必要書類】 会計年度任用職員申込書（写真貼付）

・・・市のホームページからダウンロードするか、市役所2階 政策推進課 窓口で受領してください。

【選考方法】 ①一次選考（書類選考）

提出された書類（令和8年度会計年度任用職員申込書）に基づいて審査します。

②二次選考（面接）

募集期間終了後、9月9日までに**二次選考に進む方にのみ、電話で連絡**します。

一次選考（書類選考）の合格者に対して、面接を実施します。

③合否決定

書類選考と面接の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。

【提出先】 本宮市役所 総務政策部 政策推進課 ： 〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地
Tel (0243) 24-5321

◆ 任用について

【任用期間】 令和8年10月1日～令和9年3月31日

【身分】 一般職の地方公務員となりますので、守秘義務などの服務規程が適用されます。

【報酬等】 ・報酬 … 学歴や職務経験等により、個人によって異なります。

・費用弁償 … 通勤距離が片道2キロメートル以上の場合には、距離に応じて交通費を支給します。

【休暇】 「年次有給休暇」と「特別休暇（有給・無給）」が付与されます。

【社会保険等】 勤務条件により、社会保険・雇用保険に加入します。

【期末・勤勉手当】 任期が6月以上、週15時間30分以上勤務の場合に支給します。

※支給額は在職期間により異なります。

会計年度任用職員募集内容【一般事務】

勤務場所 (配属先)	主な業務内容	募集 人数	募 集 期 間	任用期間・勤務形態・応募資格・必要書類	報酬月額	問合せ先
本庁勤務 (政策推進課)	統計調査事務補助、各種 データ入力、文書管理、電 話・窓口対応等	1名	8月24日 ～ 9月4日	【任用期間】 令和8年10月1日から令和9年3月31日 【勤務形態】 ・8時30分～17時15分までの間で7時間30分の勤務 （休憩：12時～13時） ・祝日法による休日、年末年始の休日、土、日 ・時間外勤務：有（業務の必要上やむを得ない場合） 【応募資格】 ・パソコンの基本操作（エクセル・ワード等）ができること ・普通自動車運転免許を有すること 【必要書類】 ・会計年度任用職員申込書（写真貼付）	192,967円 ～ 207,193円	政策推進課 (0243-24-5321)

※申込先(問合せ先): 本宮市役所 政策推進課 〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地 Tel 0243-24-5321
 ※一次選考(書類選考)のうえ9月9日(水)までに、**二次選考(面接)に進む方にのみ、電話にて連絡**いたします。
 ※応募書類については、選考後、求人者の責任にて廃棄するため、原則返戻いたしません。

会計年度任用職員申込書

写真
(3×4cm)

ふりがな				性別（任意記載）		
氏 名						
生年月日		年 月 日		（満 歳）		
ふりがな				TEL		
現住所（〒 ）				携帯		
				FAX		
ふりがな				TEL		
連絡先（〒 ）※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入				携帯		
				FAX		
学 歴 ・ 職 歴	年／月 ～ 年／月		学歴・職歴			
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
資 格 ・ 免 許	年／月		資格・免許		年／月	
志望動機					通勤時間	
					約 時間 分	
					扶養家族数(配偶者を除く)	
					人	
					配偶者	
					有・無	
					配偶者の扶養義務	
					有・無	
【欠格事項に関する申告】以下の欠格事由に該当しない場合は、□にレ印を記入してください。						
☐ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者						
☐ 本宮市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者						
☐ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者						
備考						